



## 障害者差別解消の推進

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「法」という。)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。さらに、法は、国の行政機関の長が、それぞれ、職員が障害者に適切に対応するための要領を定めることとしています。法の目的である障害を理由とする差別の解消の推進は、参議院事務局(以下「事務局」という。)においても積極的に取り組むことが望ましいことから、法の施行に合わせ、「参議院事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(以下「対応要領」という。)を策定しました。

対応要領のポイントは、①職員の義務、責務等(第2条～第5条)、②体制の整備(第6条～第7条)の2点です。

①について、職員は障害者に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと及び障害者の社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないことを規定しており、対応要領の別紙として留意事項を設け、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を列挙しています。また、監督者に対しても、職員への注意喚起及び問題が生じた場合の迅速かつ適切な対処を求めています。

②について、事務局は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族等からの相談等に的確に対応するための相談窓口を設置することとしており、さらに、職員に対する必要な研修・啓発を実施することとしています。

今回、対応要領の策定に当たっては、障害者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重する観点から、参議院ホームページを通じた意見募集並びに衆議院事務局及び国立国会図書館との共催による障害者団体からのヒヤリングを実施しました。

意見募集及びヒヤリングでは、傍聴、参観及び請願書を提出する際の対応等の明記を求めるなどの意見が寄せられました。策定した対応要領はそれらの意見をできる限り反映したものとなっています。

障害の種類は多様であり、対応する現場では個別の事案に応じた的確な判断が求められます。例えば、聴覚障害者には手話によるコミュニケーションができない人もいます。そのような来訪者に対応する際に、「聴覚障害者は手話で対応できる」と判断して手話通訳者を同伴したとしても、その来訪者にとってその配慮は意味を成さないからです。傍聴、参観者の総数は近年増加していることから、職員が障害者に合理的配慮を求められる機会も増えることが予想されます。各職員には、研修及び実務を通じ、障害者へのきめ細やかな対応を自発的に見直し、改善していくことが求められています。

さくらい こうへい  
(櫻井 康平・庶務部文書課)